

## 預金等共通規定

お預入れのご預金は、「預金等共通規定」のほか各種預金規定によりお取扱いいたします。

### 1. (通帳による現金自動預入支払機での預金の預入れ)

- (1) 現金自動預入支払機(以下「ATM」といいます。 )を使用してこの預金に預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMに通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMによる1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 停電、故障等によりATMによる取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口で預金を預入れてください。

### 2. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名(名称)、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって当店または当行本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元金等の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあります。
- (3) 届出のあった氏名(名称)、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (4) 通帳・証書を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
- (5) 預金口座の開設の際には、当行は法令で定める本人確認等の確認を行います。預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、当行は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。本項により当行が預金者について確認した事項に変更があったときには、直ちに当行所定の方法により届出てください。

### 3. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 4. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 5. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳または証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

### 6. (反社会的勢力との取引拒絶、解約等)

- (1) この預金口座は、第8条第3項各号に該当しない場合に利用することができ、第8条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
- (2) 本規定に基づく取引にかかる契約その他当行との間の一切の契約は、第8条第3項各号のいずれかの事由に該当し、当行が解約を申し出たときに解約されるものとします。

### 7. (取引等の制限)

- (1) 当行は預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。この場合において、預金者から正当な理由なく指定した期限までにご回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項および前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項までに定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

### 8. (預金の解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、届出印とこの通帳又は証書式の場合は証書を持参のうえ、当店または当行本支店にお申出ください。ただし、預金の種類により取引店以外での解約は、お取り扱いできないこともあります。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。
  - ②この預金の預金者が第5条第1項に違反した場合。
  - ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
  - ④当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前条第1項もしくは第2項の定めに基づき預金者が回答もしくは届出た事項について、偽りがあることが明らかになった場合。
  - ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
  - ⑥上記①から⑤までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合。
  - ⑦前条第1項から第3項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合。
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行は預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して、次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
    - A 暴力的な要求行為
    - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    - E その他前各号に準ずる行為
- (4) 通知により当行が解約を申し出る場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名（名称）、住所あてに発信したときに解約されるものとします。
- (5) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (6) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解約を求める場合には、通帳と届出印を持参のうえ、当行に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出を求めることがあります。
- (7) 解約後の預金口座の残高に対しては、利息や遅延損害金は付されないものとします。また、取引の停止または解約によって損害等が生じて、当行はこれらを賠償する責を一切負わないものとします。また、解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

## 9.（盗難通帳等による払戻し等）

- (1) 預金者が個人の場合であって、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻し（以下「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれらにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ①通帳等の盗難に気づいてから速やかに、当行への通知が行われていること
  - ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
  - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗取にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（但し、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
  - ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われた場合
    - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合
    - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重大な事項について偽りの説明を行った場合

- ②通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われた場合
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定に基づき補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。
- (8) 重大な過失または過失となりうる場合
- ①預金者の重大な過失となりうる場合  
預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、以下のとおりです。
- A 預金者が他人に通帳・証書を渡した場合  
B 預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合  
C その他預金者にAおよびBの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
- ②預金者の過失となりうる場合  
預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。
- A 通帳・証書を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合  
B 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳・証書とともに保管していた場合  
C 印章を通帳・証書とともに保管していた場合  
D その他本人にAからCの場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

#### 10. (規定の変更)

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に定める方法により、本規定（これに付随する規定、特約等を含みます。）を変更することができるものとします。
- ①変更内容が預金者の一般の利益に適合するとき  
②変更内容が本規定に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- (2) 前項に基づいて本規定を変更するときは、本規定を変更する旨、変更内容および効力発生時期を、当行ホームページにおいて（前項第2号の場合についてはあらかじめ）公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。

以上  
(2020.10)